

総社市訓令第 2 号

庁 中 一 般
出 先 機 関

総社市災害対策本部規程（平成 1 7 年総社市訓令第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 9 月 2 8 日

総社市長 片 岡 聡 一

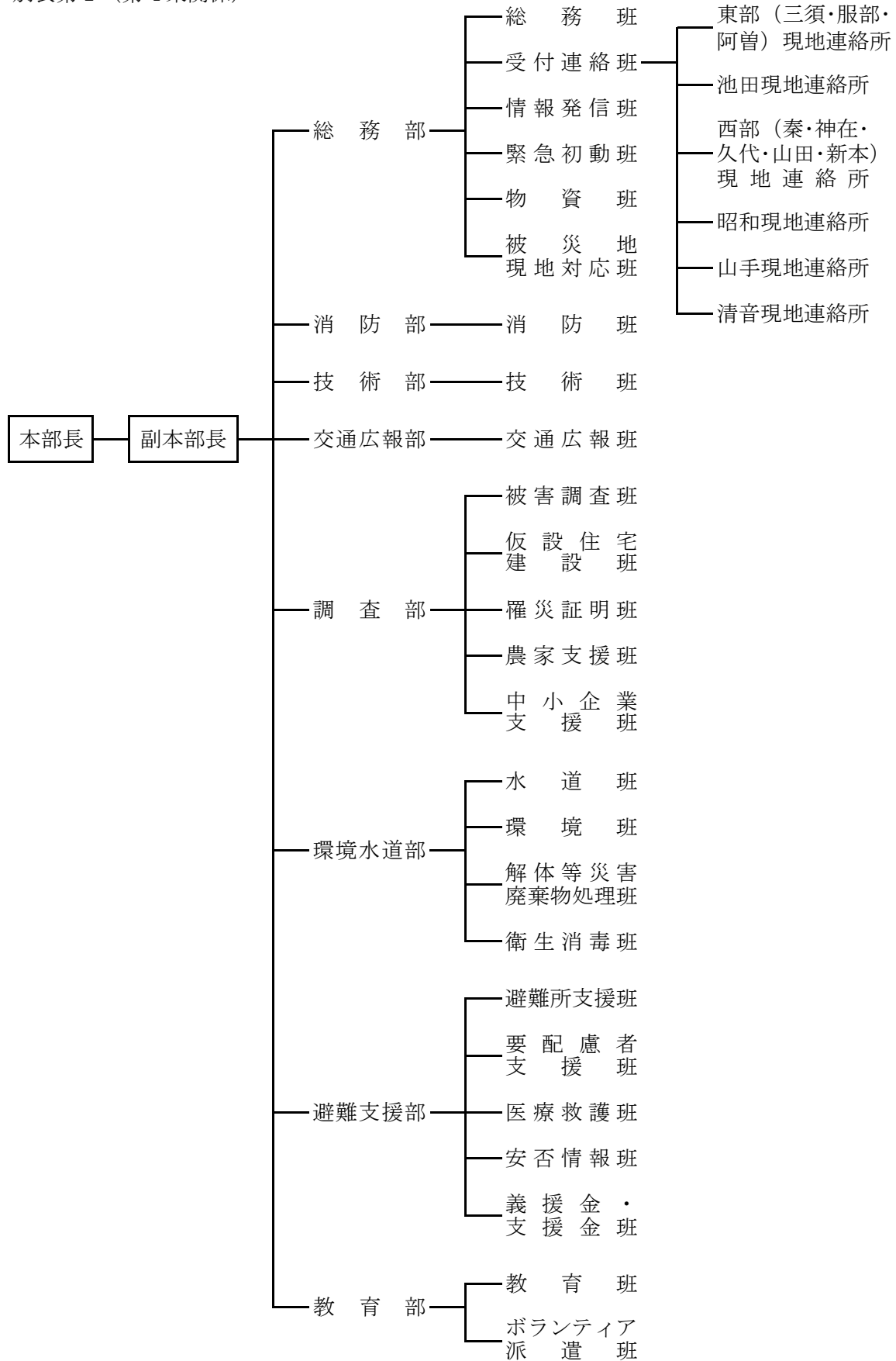
次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）を当該移動別表に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表とする。

改 正 後	改 正 前
<u>別表第 1（第 4 条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>別表第 1（第 4 条関係）</u> 略
<u>別表第 2（第 6 条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>別表第 2（第 6 条関係）</u> 略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)



別表第2（第6条関係）

部	班	所掌事務の内容
総務部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部会議に関する事。 2 本部内、関係機関及び他自治体との連絡調整に関する事。 3 災害対策の総合調整に関する事。 4 自衛隊等の応援要請に関する事。 5 本部員の非常招集及び指令の伝達に関する事。 6 対口支援等受援に関する事。 7 応急対応の調整に関する事。 8 被害状況及び各種情報の総合取りまとめに関する事。 9 気象情報、水位情報等の収集に関する事。 10 災害救助法適用時の対応に関する事。 11 その他本部の庶務に関する事。
	受付連絡班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害通報等の受付に関する事。 2 各現地連絡所及び災害現場との連絡に関する事。
	(各現地連絡所)	受付連絡班との連絡及び関係地区住民との連絡調整に関する事。
	情報発信班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難情報等の発信に関する事。 2 報道発表及び災害情報の発信に関する事。
	緊急初動班	被災地域の状況把握に関する事。
	物資班	<ol style="list-style-type: none"> 1 物資等の調達、輸送及び配分に関する事。 2 車両等の調達及び配車並びに資機材の調達に関する事。 3 物資等の受領及び管理に関する事。
	被災地現地対応班	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地出張所の開設及び運営に関する事。 2 被災現地のニーズ把握に関する事。
消防部	消防班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急活動の実施及び災害現場における指揮に関する事。 2 本部員（消防部関係）の非常招集及び応援活動に関する事。 3 罹災者の救助、救急及び避難の誘導に関する事。 4 気象情報、水位情報等の収集に関する事。 5 緊急消防援助隊の応援要請に関する事。
技術部	技術班	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険箇所等の巡視に関する事。 2 災害現場の応急措置計画及び実施の技術指導に関する事。 3 災害応急措置に必要な地元住民への協力要請に関する事。 4 災害応急措置のための関係機関への連絡に関する事。 5 災害現場と本部との連絡に関する事。 6 道路、水路、河川等の被害調査に関する事。
交通広報部	交通広報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地域等における交通安全の確保に関する事。 2 避難指示等の伝達に関する事。 3 道路情報に関する事。 4 総社市コミュニティ地域づくり協議会への情報伝達に関する事。
調査部	被害調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 人命、家屋等及び農林業関係の被害調査に関する事。 2 災害に関する写真その他資料の収集及び記録に関する事。 3 建築物の応急危険度判定に関する事。 4 罹災証明書の発行に関する事。
	仮設住宅建設班	仮設住宅建設に関する事。
	罹災証明班	罹災証明書の発行に関する事。
	農家支援班	農家支援に関する事。
	中小企業支援班	中小企業支援に関する事。
環境水道部	水道班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の防護及び応急措置に関する事。 2 給水の確保及び罹災者に対する飲料水の供給に関する事。 3 災害対策に必要な水道資機材の調達に関する事。

	環境班	1 被災地域の消毒及び防疫に関すること。 2 災害廃棄物の処理に関すること。 3 災害による遺体の安置及び仮埋葬に関すること。
	解体等災害廃棄物処理班	1 被災家屋等の解体に関すること。 2 災害廃棄物の処理に関すること。
	衛生消毒班	被災家屋等の消毒に関すること。
避難支援部	避難所支援班	1 避難所の開設及び運営に関すること。 2 避難所での食料，物資等の供給に関すること。 3 災害見舞金品の支給に関すること。
	要配慮者支援班	高齢者，障がい者，乳幼児等の要配慮者への安全確保及び支援に関すること。
	医療救護班	1 医療機関との連絡調整に関すること。 2 救急医療薬品，衛生材料等の調達及び配分に関すること。 3 救護活動に関すること。
	安否情報班	安否情報の収集及び提供に関すること。
	義援金・支援金班	義援金等の支給に関すること。
	教育部	教育班
	ボランティア派遣班	1 ボランティアセンターの設置及び運営に関すること。 2 ボランティアの派遣に関すること。

※ 各部は本部長の指示により，災害の規模又は状況の変化に応じて相互に応援体制を執る。

※ 本部連絡員は，各部（各班）へ決定事項等を徹底するとともに，各部（各班）の対応内容を遅滞なく本部へ連絡する。